

株式会社YKS確認検査機構
建築基準法適合状況調査業務約款

(契約の締結)

第1条 依頼者(以下「甲」という。)及び株式会社YKS確認検査機構(以下「乙」という。)は、この約款(依頼書及び引受承諾書を含む。以下同じ。)及び株式会社YKS確認検査機構建築基準法適合状況調査業務規程(以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を締結する。

- 2 乙は、依頼があっても、都合により、依頼を引き受けられないことができるものとする。
- 3 甲が乙に依頼書を提出した場合は、甲がこの約款、業務規程を遵守することを承諾したものとみなす。
- 4 乙は、業務規程に基づき依頼を引き受けた場合には、甲に引受承諾書を交付する。当該交付日に、この約款に基づき契約が成立したものとする。

(契約の終了)

第2条 第6条及び第7条の場合を除き、甲が乙に依頼書を提出し、乙が引き受けた後に、調査の過程で業務規程第5条に定める調査対象建築物の範囲外であることが判明した場合、この契約は終了する。この場合、当該日付で取下げがあったものとして扱う。

(責務)

第3条 乙は、第2条の場合を除き、善良なる管理者の注意義務を持って、引受承諾書に定められた調査の報告書を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに交付しなければならない。

- 2 乙は契約期間中に、甲から乙の調査の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 甲は、引受承諾書に明示する額の手数料を第5条に規定する日までに支払わなければならない。ただし、調査の過程で再調査その他の追加手数料が生じた場合(依頼書等の記載不備に起因する場合を含む)は追加手数料額を支払うものとする。
- 4 甲は、依頼に係る図書・書類を用意する義務があるものとする。甲は、乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、依頼に係る建築物に関する情報を正確に乙に提供しなければならない。
- 5 甲は、乙が調査を行う際に、当該依頼に係る建築物又は建築物の敷地に立入り、業務上必要な調査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 6 甲は、依頼に係る建築物に関し乙がなした法令への適合性の疑義に対し、追加説明その他の必要な措置を取らなければならない。

(業務期日)

第4条 乙の業務期日は引受承諾書に定める期日とする。

- 2 乙は業務期日までに本件業務を完了することができないことが明らかになった場合には、遅滞なく甲に対しその理由を明示の上通知するものとし、この場合には業務期日の延長その他必要事項について甲乙協議して定める。

(手数料の支払い方法等)

第5条 甲は乙に対して、引受承諾書に定める手数料の額を引受承諾書又は乙が提出する請求書に定める支払い期日(以下「支払期日」という。)までに支払う。

- 2 甲は手数料を乙が指定する銀行口座に振込みの方法で支払う。なお、振込みに係る費用は甲の負担とする。
- 3 第3条第3項ただし書きの再調査その他の追加手数料が生じた場合は、手数料額、支払い方法について甲乙協議して決定する。

(甲の解除権)

第6条 甲は次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第4条に規定する業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれを返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、手数料を第5条に規定する支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

附則 この約款は、平成28年11月28日から施行する。